

国民保護についてご紹介します。

ー名古屋市からのお知らせー

名古屋市は、国民保護法に基づき平成19年2月に名古屋市国民保護計画を作成しました。

国民保護とは、万が一、私たちの国で武力攻撃や大規模テロが起きそうなとき、または起きたとき、国、地方公共団体、関係機関が連携して避難住民の誘導や救援などを行い、住民の皆さまの生命、身体、財産を守ることです。

万が一のときにも、皆さんか迷わず行動できるよう、計画の内容などをご紹介します。

住民の皆さまに避難していただくために

国民保護において重要なことは、いかに住民の皆さまに情報を伝達し、より安全な場所に避難^{*}していただくかということです。そのため、名古屋市では、万が一、武力攻撃や大規模テロが起きそうなとき、または起きたとき、次の要領で住民の皆さまの避難のための取組みを行います。

*国民保護の避難は、最寄りの小中学校などに避難する防災の場合とは異なり、市域を超えた避難や最寄りの建物への屋内避難などがありますのでご留意ください。

避難までのフロー図



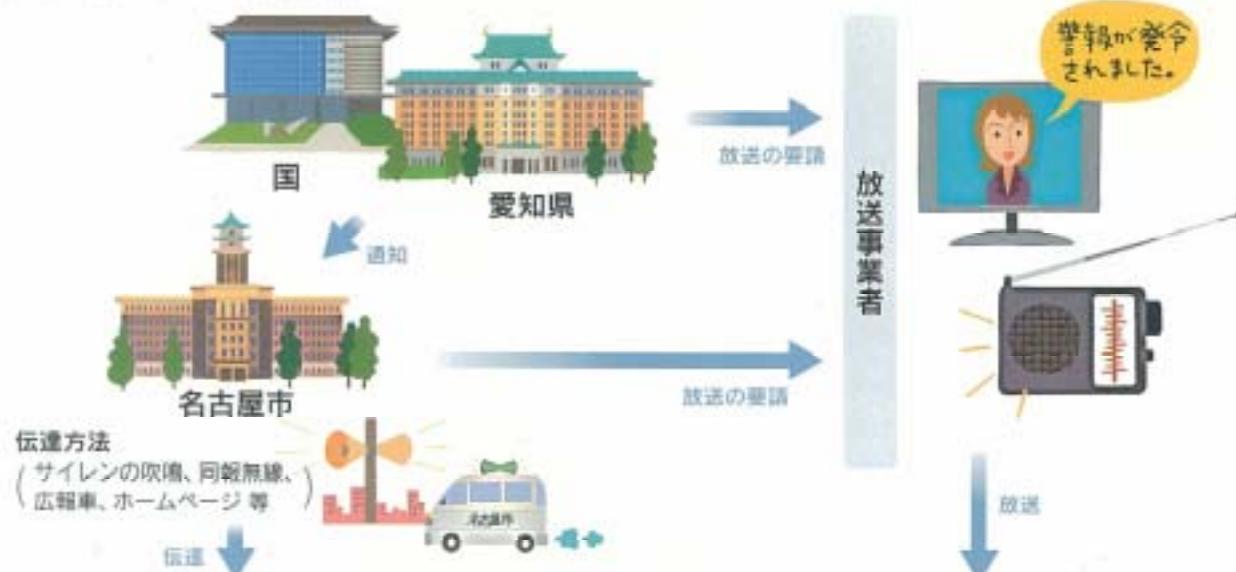
ステップ① 警報や避難に関する情報を伝達します。

武力攻撃や大規模テロが起きそうなとき、または起きたときには国や県からの警報や避難に関する情報を伝達します。

警報とは…武力攻撃が迫り、または実際に発生したことなどについてお知らせするものです。

避難に関する情報とは…避難が必要な地域や避難先となる地域などについてお知らせするものです。

住民の皆さまへの伝達経路



ステップ② 避難するには！

避難は、次の3区分に分かれますので、それぞれ指示に従って避難してください。

ケース1 屋内避難

(危険が直前に迫っている場合)

- ・屋内にいる場合は、ドアや窓を閉めて、指示があるまで屋外に出ないでください。
- ・屋外にいる場合は、近くにある丈夫な建物や地下街などに避難してください。



ケース3 市域外の避難施設への避難

鉄道などにより、名古屋市が示した避難施設に避難してください。鉄道駅までの移動は徒歩や通常運行に男めている市バス・地下鉄など車以外の手段を活用してください。



ケース2 市内の避難施設への避難

徒歩や自転車など車以外の方法で、名古屋市が示した避難施設へ避難してください。



注：車は使わない！車を使うと渋滞が発生し、避難できなくなります！

避難先での避難生活のために

避難施設を管理する地方公共団体が、避難してきた方に食品や医療の提供などの救援を行います。また、国や地方公共団体が関係機関と連携し、避難してきた方の安否情報を収集し、離ればなれになった家族等からの問い合わせに回答します。



名古屋市からのお願い

住民の皆さんにご協力いただきたいこと

防災では、災害から住民の皆さまの生命、身体、財産を守るために、「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、ご協力をお願いしていますが、武力攻撃や大規模テロによる災害の場合もこの理念に基づくご協力が大切であると考えています。

また、日頃から、災害に対する備えとして、防災と同様に、非常持出品の準備や連絡方法などを家族で話し合っておくことも大切です。



区政協力委員、 民生委員児童委員の皆さんに ご協力いただきたいこと

名古屋市では、警報等の伝達、避難住民の誘導などの「公助」を担当しますが、防災においてご協力をいただいている区政協力委員、民生委員児童委員の皆さんには、武力攻撃や大規模テロによる災害時においても、防災と同様に、「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、主に次のご協力をお願いいたします。



ご協力をお願いしたいこと

警報等の伝達の協力

名古屋市から警報の内容、避難の指示、退避の方法などの情報を、下図のとおり伝達しますので、その内容を、状況に応じて可能な範囲で、地域住民の皆さんにも伝達していただくようご協力をお願いいたします。



安否情報の収集の協力

住民の皆さんのが避難した避難施設において、避難住民の氏名や住所などの安否情報を、避難施設を管理する地方公共団体が収集します。区政協力委員や民生委員児童委員の皆さんには、同じ避難施設に滞在する同じ地域の避難住民に対し、安否情報の記載を促していただくことについてのご協力をお願いいたします。



注1 ご協力をお願いするにあたり、強制することはありません。

2 ご協力をいただく方の安全に十分配慮します。

3 ご協力いただいた方が、その協力により被害を受けた場合は、国民保護法に基づき損害を補償します。

国民保護法における消防機関の主な責務

1 市長による避難住民の誘導等

【国民保護法第62条第1項】

市町村長は、その避難実施要領^③で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

※避難実施要領とは、地域ごとに、避難先となる避難施設、避難経路、避難の際の交通手段などを示したものといいます。

2 武力攻撃災害への対処

【国民保護法第97条第7項】

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防衛し、及び軽減しなければならない。

消火・救急・救助は、引き続く武力攻撃等がないと国が判断した場合における消火活動、被害の軽減のための活動が原則



消防団員の皆さまの役割

消防団員の皆さまには、消防機関の一員として主に次の活動をお願いいたします。なお、活動にあたっては、武力攻撃等の状況に応じ安全が確保されている地域において、消防長又は消防署長の所轄の下で、保有装備や資機材の活動能力を考慮したものです。



警報・避難に関する活動

- ・警報の内容、避難の指示、避難方法などの情報を住民に伝達する。
- ・避難住民を誘導する。

武力攻撃災害への対処

- ・名古屋市が行う災害対処活動（消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助、警戒区域の設定等）を支援する。



問合：消防局防災部国民保護担当 TEL.972-3591 FAX.962-4030

電子メール：00kokuminhogo@fd.city.nagoya.lg.jp



このマークは、国民の保護のための措置を行う人々や車両などを識別するための国際的な特殊標章です。



なくそう火災による死者

命を守るために住宅用火災警報器を取り付けましょう！